

令和2年6月28日

告示

当財団は、本日JBCルール第15条及び第133条1項並びに3項、JBC倫理規程第5条及びJBC制裁規程第2条第2項5号に基づき、TEAM 10 COUNTボクシングジム（以下「TEAM 10COUNTジム」という）のクラブオーナー・マネージャーである鳥海純（ライセンスNo.26497）会長を令和2年1月1日よりクラブオーナー及びマネージャーライセンスの6ヵ月停止処分とする。

理由： 鳥海純会長は、所属選手との間でJBC規定（JBCルール第133条1項）のマネージメント料を超えた額を長期にわたり選手より徴収していた。

このことはジム制度におけるボクシングの信用を著しく貶める行為であり、当財団は鳥海純会長を令和2年1月1日よりクラブオーナー及びマネージャーライセンスの6ヵ月停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション